

令和元年6月6日

令和元年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥羽市長

目

次

1	鳥羽市福祉医療費助成に関する条例	・ ・ ・	1
2	災害弔慰金の支給等に関する条例	・ ・ ・	2
3	鳥羽市介護保険条例	・ ・ ・	3
4	鳥羽市消防団条例	・ ・ ・	4
5	鳥羽市火災予防条例	・ ・ ・	6
6	鳥羽市定期航路運航条例	・ ・ ・	7

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市福祉医療費助成に関する条例 (平成13年条例第5号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p><u>(助成の方法)</u></p> <p><u>第9条の2 福祉医療費及び証明書料の助成は、受給資格者又は保護者等に支払うことにより行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市長は、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある受給資格者に係る福祉医療費の助成については、助成額を当該受給資格者が医療に関する給付を受けた保険医療機関(三重県内の区域内に存する保険医療機関に限る。)に支払う方法により行うものとする。ただし、特別な事由があると市長が認める場合は、この限りでない。</u></p>	

## 新旧対照表

## (件名) 災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和49年条例第33号)

改正案 (新)	現 行 (旧)
<p>(災害援護資金の限度額等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は<u>そのうち3年(令第7条第2項の括弧書の場合は、5年)</u>とする。</p> <p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き、年3パーセント以内で規則で定める率とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>(災害援護資金の限度額等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は<u>そのうち3年とする。</u></p> <p>(利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還 <u>(又は、半年賦償還)</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市介護保険条例(平成12年条例第1号)

改正案(新)	現行(旧)
<p>(保険料率)</p> <p>第2条(略)</p> <p>2 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の各年度における保険料率は、<u>令第39条第5項に基づき、同号の規定にかかわらず、令和元年度は、31,270円、令和2年度は、25,020円とする。</u></p> <p><u>3 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第2号に該当する者の各年度における保険料率は、令第39条第6項に基づき、同号の規定にかかわらず、令和元年度は、47,950円、令和2年度は、41,700円とする。</u></p> <p><u>4 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第3号に該当する者の各年度における保険料率は、令第39条第7項に基づき、同号の規定にかかわらず、令和元年度は、60,460円、令和2年度は、58,380円とする。</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条(略)</p> <p>2 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、37,530円とする。</u></p>

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市消防団条例(昭和47年条例第2号)

改正案(新)			現行(旧)		
(任用) 第4条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき、市長が任命し、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。 (1) (略) (2) 年齢満18歳以上の者 (3) (略) 2 (略)			(任用) 第4条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき、市長が任命し、 <u>副団長以下</u> その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。 (1) (略) (2) 年齢満18歳以上 <u>55歳未満</u> の者 (3) (略) 2 (略)		
(分限) 第6条 (略) 2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 <u>(1) 死亡したとき、又は所在不明となったとき。</u> <u>(2) (略)</u> <u>(3) (略)</u>			(分限) 第6条 (略) 2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 <u>(1) (略)</u> <u>(2) (略)</u>		
別表第1(第13条関係)			別表第1(第13条関係)		
階級	支給単位	金額	階級	支給単位	金額
(略)			(略)		

改正案 (新)			現行 (旧)		
団員	年額	25,500円	その他の団員	年額	25,500円

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市火災予防条例 (昭和37年条例第13号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格 (産業標準化法 (昭和24年法律第185号) 第20条第1項の日本産業規格をいう。)</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備 (以下この章において「住宅用防災警報器等」という。) を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備 (標示温度が75度以下で種別が1種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。) を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令 (平成20年総務省令第156号) 第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u></p> <p>(7) (略)</p>	<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備 (以下この章において「住宅用防災警報器等」という。) を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備 (標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。) を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>



新旧対照表

(件名) 鳥羽市定期航路運航条例 (昭和46年条例第5号)

改正案 (新)						現行 (旧)					
別表第1 (第6条関係) 旅客運賃及び割引料金						別表第1 (第6条関係) 旅客運賃及び割引料金					
(1) 普通乗船券						(1) 普通乗船券					
1 普通運賃表						1 普通運賃表					
					神島						神島
				答志 (和具)	<u>510</u>				答志 (和具)	<u>500</u>	
			菅島	—	<u>510</u>			菅島	<u>220</u>	<u>500</u>	
		桃取						桃取			
	坂手		<u>280</u>					坂手	<u>270</u>		
鳥羽 (中之郷) (佐田浜)	220	<u>450</u>	<u>510</u>	<u>550</u>	<u>740</u>	鳥羽 (中之郷) (佐田浜)	220	<u>440</u>	<u>500</u>	<u>540</u>	<u>730</u>
2～3 (略)						2～3 (略)					
(2)～(6) (略)						(2)～(6) (略)					

改正案 (新)				現行 (旧)			
別表第2 (第6条関係) 荷物運賃				別表第2 (第6条関係) 荷物運賃			
1 手荷物				1 手荷物			
区分	手荷物			区分	手荷物		
	受託手荷物	特殊手荷物			受託手荷物	特殊手荷物	
		自転車 小児用車両 キャリーカート	リヤカー 原動機付自転車			自転車 小児用車両 キャリーカート	リヤカー 原動機付自転車
区間				区間			
5 kmまで	円 100	円	円	5 kmまで	円 100	円	円
10 kmまで	130	140	<u>290</u>	10 kmまで	130	140	<u>280</u>
20 kmまで	150			20 kmまで	150		

改正案 (新)								現行 (旧)							
2 小荷物及び貨物運賃								2 小荷物及び貨物運賃							
容積	重量 距離	10 kg	20 kg	30 kg	40 kg	50 kg	60 kg	容積	重量 距離	10 kg	20 kg	30 kg	40 kg	50 kg	60 kg
		まで	まで	まで	まで	まで	まで			まで	まで	まで	まで	まで	まで
200 cmまで	5 kmまで	円 100	円 110	円 180	円 230	円 <u>300</u>	円 <u>350</u>	200 cmまで	5 kmまで	円 100	円 110	円 180	円 230	円 <u>290</u>	円 <u>340</u>
	10 kmまで	130	180	230	<u>350</u>	<u>440</u>	<u>460</u>		10 kmまで	130	180	230	<u>340</u>	<u>430</u>	<u>450</u>
	20 kmまで	150	190	250	<u>370</u>	<u>480</u>	<u>490</u>		20 kmまで	150	190	250	<u>360</u>	<u>470</u>	<u>480</u>
250 cmまで	5 kmまで	110	180	230	<u>300</u>	<u>350</u>	<u>460</u>	250 cmまで	5 kmまで	110	180	230	<u>290</u>	<u>340</u>	<u>450</u>
	10 kmまで	180	230	<u>350</u>	<u>440</u>	<u>460</u>	<u>490</u>		10 kmまで	180	230	<u>340</u>	<u>430</u>	<u>450</u>	<u>480</u>
	20 kmまで	190	240	<u>370</u>	<u>480</u>	<u>490</u>	<u>600</u>		20 kmまで	190	240	<u>360</u>	<u>470</u>	<u>480</u>	<u>590</u>
300 cmまで	5 kmまで	180	230	<u>300</u>	<u>350</u>	<u>460</u>	<u>490</u>	300 cmまで	5 kmまで	180	230	<u>290</u>	<u>340</u>	<u>450</u>	<u>480</u>
	10 kmまで	230	<u>350</u>	<u>440</u>	<u>460</u>	<u>490</u>	<u>600</u>		10 kmまで	230	<u>340</u>	<u>430</u>	<u>450</u>	<u>480</u>	<u>590</u>
	20 kmまで	240	<u>370</u>	<u>480</u>	<u>490</u>	<u>600</u>	<u>750</u>		20 kmまで	240	<u>360</u>	<u>470</u>	<u>480</u>	<u>590</u>	<u>740</u>
350 cmまで	5 kmまで	230	<u>300</u>	<u>350</u>	<u>460</u>	<u>490</u>	<u>600</u>	350 cmまで	5 kmまで	230	<u>290</u>	<u>340</u>	<u>450</u>	<u>480</u>	<u>590</u>
	10 kmまで	<u>350</u>	<u>440</u>	<u>460</u>	<u>490</u>	<u>600</u>	<u>750</u>		10 kmまで	<u>340</u>	<u>430</u>	<u>450</u>	<u>480</u>	<u>590</u>	<u>740</u>
	20 kmまで	<u>370</u>	<u>480</u>	<u>490</u>	<u>600</u>	<u>750</u>	<u>890</u>		20 kmまで	<u>360</u>	<u>470</u>	<u>480</u>	<u>590</u>	<u>740</u>	<u>870</u>
400 cmまで	5 kmまで	<u>300</u>	<u>350</u>	<u>460</u>	<u>490</u>	<u>600</u>	<u>750</u>	400 cmまで	5 kmまで	<u>290</u>	<u>340</u>	<u>450</u>	<u>480</u>	<u>590</u>	<u>740</u>
	10 kmまで	<u>440</u>	<u>460</u>	<u>490</u>	<u>600</u>	<u>750</u>	<u>890</u>		10 kmまで	<u>430</u>	<u>450</u>	<u>480</u>	<u>590</u>	<u>740</u>	<u>870</u>
	20 kmまで	<u>480</u>	<u>490</u>	<u>600</u>	<u>750</u>	<u>890</u>	<u>1,040</u>		20 kmまで	<u>470</u>	<u>480</u>	<u>590</u>	<u>740</u>	<u>870</u>	<u>1,020</u>